

令和7年度（第5回）大磯町国民健康保険運営協議会

日時 令和8年3月25日(水)

午後7時から午後7時50分まで

場所 大磯町役場本庁舎4階第1会議室

<開会>

<会長あいさつ>

(会長あいさつ省略)

<議事>

(事務局による資料確認)

【議 長】

本日の出席委員は、9名です。過半数を超えておりますので、大磯町国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、会議は成立しております。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっており、当協議会についても公開の対象となります。傍聴の方がいらっしゃったら傍聴を許可しますので、事務局は、傍聴人の確認をお願いします。

【事務局】

傍聴人はいません。

【議 長】

本日の会議は議題が2件、その他となっています。会議を確実に進行させるために予め時間の目安を決めておきます。議題1で約20分、議題2で約10分、その他で約10分と予定しています。では、「議題1 令和8年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算について」の説明を事務局から、お願いします。

<議題1 令和8年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算について>

【事務局】

では、資料1を御覧ください。1ページ目には、令和8年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算の歳入概要が記されており、2ページ目には、令和8年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算の歳出概要が記されています。それでは、3ページを御覧ください。国民健康保険事業特別会計予算の歳入について御説明いたします。なお、予算金額や前年度比が大きい科目について説明します。

「款1 国民健康保険税」、予算額6億9,790万2千円、現年度収納率95.8%です。前年度比は7.6%の増で、主な要因は(4)子ども・子育て支援納付金分の現年課税分の新設と被保険者数全体の所得の増によるものです。内訳は、(1)～(4)現年度保険税の増額が約4,870万8千円、(5)～(7)滞納繰越分の増額

が80万3千円となり、合わせて4,951万1千円の増になります。現年度保険税増額の主な要因は、子ども・子育て支援納付金分の新設や被保険者全体の所得の増と、収納率を95.6%から95.8%に変更したことにより増額となりました。滞納繰越分の増については、収納率の見込みは23.0%から20.2%に下げっていますが、被保険者全体の所得の増が見込まれることが主な増額の理由です。

続いて、「款3、国庫支出金」、予算額508万6千円です。前年は当初予算の歳入はありませんでした。令和8年度の内容は、子ども・子育て支援制度の対応に伴うシステム改修に対する国庫補助金です。

「款6、県支出金」、予算額20億8,753万7千円です。前年度比は、1.6%の減となります。県支出金の内訳は、普通交付金が20億3,163万9千円、特別交付金が5,589万8千円です。普通交付金は、前年度と比較すると約3,300万円の減となっています。主な内訳は、療養給付費の2,533万円の減、高額療養費の505万円の減となります。特別交付金は、市町村の保険税収納率、特定健康診査の受診率等の実施状況や特別な事情に応じて評価を受け、点数化され交付されるものになります。前年度と比較すると約208万円の減となっています。

4ページを御覧ください。「款9、繰入金」、予算額2億4,725万9千円です。前年度比は、基金からの繰入金額が減少したことなどにより、1.9%の減となります。内訳としては、項1、他会計繰入金が2億4,099万3千円になります。(4)その他一般会計繰入金を御覧ください。予算額は、2,341万4千円となり、前年度と比較すると約483万円の増となっています。主な理由は、保健事業の経費に充てるための繰り入れの増によるものです。(5)出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金に係る費用の2/3を町負担分として一般会計から繰入れるもので、予算額は昨年から100万円減の400万円になります。減額の主な要因は、令和7年度の出生者数が減少している実績を踏まえ、3件減額したものです。「項2、基金繰入金」は626万6千円です。子ども・子育て支援納付金分の新設に伴い、税率等を抑えることを目的として、基金を取り崩すものです。前年度と比較すると約1,373万4千円の減となっています。

5ページ下段を御覧ください。歳入合計です。予算額は30億4,300万円となり、前年度比で、0.6%の増となります。

続いて歳出です。6ページを御覧ください。「款1、総務費」、予算額4,672万2千円で、前年度比は7.0%の増となります。主な増額の理由は、「項2、徴税费」で、子ども・子育て支援金制度対応に伴うシステム改修を行うことによるものです。内訳は、職員給与、国民健康保険運営事務事業、国民健康保険適正化等事業等を支出する「項1、総務管理費」が3,712万2千円、国民健康保険の納税通知書等の発行業務等に係る「項2、徴税费」が933万6千円、国民健康保険運営協議会に係る「項3、運営協議会費」が26万4千円となります。

「款2、保険給付費」、予算額20億4,004万2千円です。前年度比は、被保険者数が減少し医療給付費が減っていることから、1.6%の減となります。内訳は、被保険者が医療機関等へ通院することで7～8割分を保険者である町が負担することになる「項1、療養諸費」が17億8,803万3千円になります。

7ページを御覧ください。被保険者が入院した場合や高額な治療を受けたことにより、自己負担額を超えた場合に生じる「項2、高額療養費」が2億4,350万9千円、被保険者が亡くなり葬祭を行った者に支給される「項3、葬祭費」が240万円、被保険者が出産したことにより支給される「項4、出産育児諸費」が600万円、被保険者が負傷や疾病などにより、医師の指示によって一時的かつ緊急的に移動する場合に支給される「項5、移送費」が10万円となります。「項6、傷病手当費」は令和8年度から廃目とします。

続いて、「款3、国民健康保険事業費納付金」、予算額9億1,793万3千円です。前年度比は、5.0%の増となります。内訳は、被保険者が医療機関を受診することで発生する医療給付費を神奈川県が国民健康保険

団体連合会に支払うため、その費用として必要となる「項1、医療給付費分」が5億9,278万2千円、後期高齢者医療制度の被保険者が医療機関を受診することで発生する医療給付費を神奈川県が社会保険診療報酬支払基金に支払うため、その費用として必要となる「項2、後期高齢者支援金等分」が2億2,193万円、40～64歳までの被保険者全てが対象となる介護保険2号被保険者分の介護保険料を神奈川県が社会保険診療報酬支払基金に支払うため、その費用として必要となる「項3、介護納付金分」が8,181万円、新たに設けられた子育て世帯を支援するための子ども・子育て支援金を神奈川県が社会保険診療報酬支払基金に支払うため、その費用として必要となる「項4、子ども・子育て支援納付金分」が2,141万1千円となります。

8ページを御覧ください。「款8、保健事業費」、予算額3,047万5千円で、前年度比は、21.4%の増です。増額の主な理由は、特定健診の受診勧奨を拡充することによるものです。

「款11 諸支出金」、予算額572万2千円です。前年度比は、14.8%の減となっています。既に納付を終えている被保険者が年度を遡って所得の更正や資格の異動を行ったことで町に過納付となっている保険税を還付する「項1、償還金及び還付加算金」が572万1千円になります。また、令和7年度の精算により国民健康保険事業特別会計から一般会計へ繰出す「項2、繰出金」が1千円となり、合計で572万2千円となります。

「款12、予備費」、予算額200万円です。こちらは、前年度と変更ありません。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額の予算額30億4,300万円となり、前年度比で、0.6%の減となります。説明は、以上となります。議長よろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今の事務局の説明に対し、質問のある方は挙手をお願いします。

【議 長】

「項1、償還金及び還付加算金」が前年度と比較し、減っている要因は何でしょうか。

【事務局】

全体的に被保険者の数が減っているというところで、還付の金額が下がるということで算出しているのと実績を踏まえて、減らしているということで減になっています。

【議 長】

わかりました。ありがとうございます。他に御意見はありますか。

【委 員】

今、国の方の予算が決まっていない中で、何か具体的な影響はあるのでしょうか。

【事務局】

国の予算は暫定ということなのですが、県の方から来年度の見込みということで、事業費納付金などは示されておりますので、そちらに基づいて町の予算も計上しているところであります。国の方の動きもありますが、参考までに資料1の1ページの方の上から2番目国庫支出金ということで国の方から入るお金を10/10で計上させていただいてはおります。

【議 長】

他に、御意見はありませんか。意見が無いようでしたら、次の議題に入らせていただきます。では、「議題2 令和8年度大磯町国民健康保険運営協議会年間計画について」の説明を事務局から、お願いします。

<議題2 令和8年度大磯町国民健康保険運営協議会年間計画について>

【事務局】

では、資料2を御覧ください。令和8年度大磯町国民健康保険運営協議会年間計画（案）です。

	開催予定時期	予定している議題
第1回	令和8年6月下旬	・令和9年度大磯町国民健康保険税率等の見直しについて（諮問） ・大磯町国民健康保険事業の現状について
第2回	令和8年8月下旬	・令和7年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算（案）について
第3回	令和8年11月下旬	・令和9年度大磯町国民健康保険税率等の改定について
第4回	令和8年12月下旬	・令和9年度大磯町国民健康保険税率等の改定について ・令和9年度大磯町国民健康保険税率等の見直しに伴う答申について
第5回	令和9年3月下旬	・令和9年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算について ・令和9年度大磯町国民健康保険運営協議会年間計画について

説明は、以上になります。議長よろしくをお願いします。

【議 長】

ただ今の事務局の説明に対し、質問のある方は挙手をお願いします。

【委 員】

予定のところで子ども・子育て支援金についての賦課税率については検討しないのでしょうか。

【事務局】

子ども・子育て支援金制度については、段階的に上がっていくということがすでに示されておりますので、それに応じて県が示す事業費納付金の方も決まってきます。そのため、第3回・第4回あたりで事業費納付金の額をお示しさせていただき、検討を行っていくような予定となります。

【議 長】

他に、御意見はありませんか。意見が無いようでしたら、最後に「4 その他」になります。それでは、「(1) 大磯町国民健康保険税条例について」の説明を事務局から、お願いします。

<その他 (1) 大磯町国民健康保険税条例について>

【事務局】

国民健康保険税条例について報告させていただきます。国民健康保険運営協議会からの答申を受けて、令和8年度の国民健康保険税の賦課税率等について、町として協議を行いました。答申どおりの賦課税率等の

改定が必要と判断し、令和8年2月13日に大磯町議会に議案を提出し、同日可決されました。子ども・子育て支援納付金の税率を新設するもので、所得割を0.2%、均等割を1,200円としています。なお、均等割については、納付金徴収の目的が子どもと子育て世帯の支援としていることから、18才未満の子どもは全額軽減となり、軽減となった部分を18歳以上の被保険者で按分するということとなりますので、被保険者全員に課税する1,150円と18才以上に課税をする50円という形での条例改正としています。内容につきましては、6月号の広報で、町民の方々に周知させていただく予定です。

続きまして、令和8年度国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得の改正予定について、資料3を御覧ください。令和7年度も同様の改正を行いましたが、令和8年度も改正予定となっています。

1 改正概要

令和8年度の税制改正大綱に基づき、地方税制度が改正されることから、国民健康保険税についても、課税限度額及び低所得者の軽減判定所得について基準がそれぞれ見直される予定となっています。

これらについて、現在、国会で審議が行われており、法案が可決された場合、令和8年度からの保険税の課税限度額及び低所得者の軽減判定所得の改正が行われることとなります。

2 改正内容

(1) 課税限度額の見直しについて

保険税の課税限度額を見直すことにより、高額所得者に多くの負担をしていただくこととなりますが、中間所得者層の負担緩和を目的とした見直しとなります。

今回改正されるのは、医療給付費分が66万円から67万円に改正されます。また新たに、子ども・子育て支援納付金分が新設されたことに伴い課税限度額が3万円に定められました。この2つの改正については、町条例上では、地方税法第703条の4第11項及び第37項で規定された額を適用することとしておりますので、条例改正は行いません。

(2) 軽減判定所得について

軽減対象者が対象外にならないように、5割軽減と2割軽減の基準額を引き上げるものです。

5割軽減対象世帯では、現行30.5万円を31万円に引き上げます。2割軽減対象世帯では、現行56万円を57万円に引き上げます。大磯町国民健康保険税条例の該当の条項の改正を行います。

なお、こちらの資料は、協議会までの取り扱いとさせていただきます。説明は以上です。議長よろしくお願ひします。

【議 長】

ただ今の事務局の説明に対し、質問のある方は挙手をお願いします。

【議 長】

御意見が無いようでしたら、本日の予定議題は、これで終了となりますが、全体を通して質問のある方は、いらっしゃいませんか。

【委 員】

まだはっきりしていないかもしれませんが、金融所得課税が再来年度から始まると言われていて後期高齢者ですと3割払わなくてはならない人が増えると言われていますが、その辺は何か考えがあれば教えてください。

【事務局】

後期高齢者医療の方ですと神奈川県の後期高齢者医療広域連合の方で保険料率を計算しているので、実際に自己負担額が増えていく事によって、保険者としての負担は減るということはあるかもしれないのですが、それが良いのかといわれると、受診控えなどにもつながる可能性がありますので保険者としては、別の意味での心配も増えますので、何とも言い難い状況です。

【議 長】

他に何か御意見等ございますか。

では、私の方から、資料で配布されているチラシの件について教えてください。

【事務局】

では、御説明させていただきます。被保険者から町に納付していただいた保険税は、町から県に納付金として納付、県は社会保険診療報酬支払基金に納付し、社会保険診療報酬支払基金が国に納付します。国の各省庁から、直接、子ども・子育て世帯に給付されるものの例として、国の制度としてハローワークから給付される、育児時短就業給付が挙げられます。その他には、町から支給される児童手当の拡充分などの財源に充てられています。

カラー印刷の子ども家庭庁のチラシを御覧ください。表面は支援金制度の概要です。国民健康保険以外の社会保険の方や後期高齢者医療保険の方からも徴収され、社会全体で、子どもと子育て世帯を応援する仕組みになっていることの説明です。裏面を御覧ください。子ども・子育て支援金が充てられる事業、使い道が6つ記載されています。徴収した保険税が、子育て世帯への支援金として給付されることとなります。説明は以上です。

【議 長】

全体を通して何かありますか。では、事務局から何かありますか。

【事務局】

特にありません。

【議 長】

それでは、本日の審議は、これで終了します。ここで進行を事務局に戻すところではありますが、今年度最後の会議ということですので、各委員の皆さまから1年間を通した感想などお伺いしたいと思います。

各委員あいさつ

【事務局】

皆様、本日はどうもありがとうございました。本日の議事録については、事務局で取りまとめを行いますので、確認作業について、引き続き御協力をお願いします。

今年度は、保険税率等の改定に関する審議の他、国民健康保険制度運営に関し貴重な御意見を頂きありがとうございました。これで、本日のすべての予定を終了します。どうもありがとうございました。

<会議資料>

- ・令和7年度第5回大磯町国民健康保険運営協議会次第、委員名簿
- ・資料1 令和8年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算
- ・資料2 令和8年度大磯町国民健康保険運営協議会年間計画（案）
- ・資料3 令和8年度国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得の改正予定について